

市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第17号

市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則(平成18年飯塚市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第4条関係)</p> <p>2 教育委員会事務局職員及び教育機関職員の補助執行事務</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>男女共同参画推進センターの施設の維持管理及び施設利用(予約受付、各種利用申請書の受領、使用料受領及びこれらに付随する業務に限る。ただし、利用に係る決定及び調定の起票は除く。)</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>(8) 市民交流プラザの施設の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p>	<p>別表(第4条関係)</p> <p>2 教育委員会事務局職員及び教育機関職員の補助執行事務</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 男女共同参画センターの維持管理に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。